

個人情報取扱の守るべきルール

- 1 個人情報を取り扱う場合は、利用目的をできるだけ特定しなければならない。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 2 偽りその他不正な手段によって、個人情報を取得してはならない。
- 3 個人情報を取得するときは、原則的に本人から収集するものとする。なお、本人以外から収集する必要がある場合は、あらかじめ区と協議しなければならない。
- 4 個人データは、利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。
- 5 個人データの漏えいや滅失を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。
- 6 個人データを安全に管理するために、事務局スタッフに対し必要かつ安全な監督を行わなければならない。
- 7 本人の同意を得ないで、本人以外の者（第三者）に個人データを提供してはならない。ただし次の場合を除く。
 - (1) 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
 - (2) 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- 8 保有している個人データの利用目的、開示等に必要な手続、苦情の申出先等について、本人の知り得る状態に置かななければならない。また、本人からの求めに応じて、保有している個人データを開示しなければならない。
- 9 保有している個人データの内容に誤りがあるときは、本人からの求めに応じて、利用目的の達成に必要な範囲内で調査し、訂正等を行わなければならない。
- 10 本人から苦情などの申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。